

ひたちなか市医師会居宅介護支援事業所運営規定

平成 12 年 4 月 1 日 制定
平成 26 年 1 月 21 日 一部改訂
平成 30 年 8 月 20 日 一部改訂
令和 3 年 5 月 12 日 一部改訂

(事業目的)

第 1 条 一般社団法人ひたちなか市医師会が開設するひたちなか市医師会居宅介護事業所（以下「事業所」という。）が行う介護支援の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員（以下「介護支援専門員」という。）が、要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対し、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。

(運営方針)

- 第 2 条 介護支援専門員は、被保険者が要介護状態等となった場合においてもその利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して行う。
2. 介護支援専門員は利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行う。
 3. 介護支援専門員は、指定居宅介護支援の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し常に利用者の立場に立って、提供される居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者等に不当に偏することのないよう、公平中立に行う。
 4. 事業の実施に当たっては、市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービス等の提供に努める。
 5. 事務所は利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じる。

(事業所の名称等)

第 3 条 この事業を行う事業所の名称は「ひたちなか市医師会居宅介護支援事業所」と称し、事業所を茨城県ひたちなか市石川町 20 番 32 号におく。

(職員の職種、員数、及び職務内容)

第 4 条 事務所に勤務する職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

(1) 管理者 1 名（常勤者）

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

(2) 介護支援専門員 3 名（常勤者・内 1 名は管理者兼務）

介護支援専門員は、居宅要介護者等が居宅サービス又は特例居宅介護サービス費若しくは特例居宅支援サービス費に係わる居宅介護サービス若しくはこれに相当するサービス及びその他居宅において日常生活を営むために必要な保健医療サービス又は福祉サービス（以下「居宅サービス等」という）の適切な利用をすることができるよう当該居宅要介護者等の依頼を受けて、その心身の状況、その置かれている環境、当該居宅要介護者等及びその家族の希望等を勘案し、利用する居宅サービス等の種類及び内容、それを

担当する者、その他下記事項を定めた計画（以下「居宅介護サービス計画」という。）を作成するとともに、当該居宅介護サービス計画に基づく居宅サービス等の提供が確保されるよう、居宅サービス事業者その他の者との連絡調整その他の便宜の提供を行い、又当該居宅要介護者等が介護保険施設等への入所を要する場合にあっては、紹介その他の便宜の提供を行う。

- ①当該要介護者等の健康上及び生活上の問題点及び解決すべき課題
- ②提供される居宅サービス等の目標及び達成時期
- ③居宅サービス等が提供される日時及び提供する上での留意事項
- ④居宅サービス等の提供を受けるために居宅要介護者等が負担しなければならない費用の額

- (3) 事務職員 1名 （常勤者） （兼務）
必要な事務を行う

（営業日及び営業時間）

第5条 事務所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。但し、土、日、祝日及び8月13日から8月15日、12月29日から1月3日までを除く。
- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時15分までとする。

（居宅介護支援の方法及び内容、利用料等）

第6条 居宅介護支援の提供方法及び内容は、下記のとおりとし、これらを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとする。当該居宅介護支援が法定代理受領サービスであるときは利用料を徴収しない。

- ①利用者の相談を受ける場所 利用者の居室又は事務所内相談室等
- ②使用する課題分析表の種類 T A I 判定
- ③介護支援専門員の居宅訪問頻度 適宜
- ④サービス担当者会議 利用者の居室又は事務所内相談室。利用者又はその家族の同意がある場合、サービス担当者会議及び入院中のカンファレンスをテレビ電話装置等（オンラインツール）を活用して行うことができるものとする。その際、個人情報の適切な取扱いに留意する。

2. 居宅要介護者等が指定居宅サービス等の適切な利用をすることができるよう、当該居宅要介護者等の依頼を受けてその心身状況、その置かれている環境、当該居宅要介護者等及びその家族の希望等を勘案し、居宅介護サービス計画を作成するとともに、当該居宅サービス計画に基づく指定居宅サービス等の提供が確保されるよう、指定居宅サービス事業者その他の者との連絡調整その他の便宜の提供を行い、又当該居宅要介護者等が介護保険施設等への入所を要する場合にあっては、紹介その他の便宜の提供を行う。

また、居宅サービス計画の作成にあたって、利用者から介護支援専門員に対して複数の指定居宅サービス事業者等の紹介を求めることや、位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求めることが可能であること、作成した居宅サービス計画の総数のうち、訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護（以下、この号において、「訪問介護等」という。）がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合並びに事務所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数のうち、同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス業者によって提供されたものの占める割合等につき、説明を行い同意を得るものとする。

3. 次条の通常の事業の実施地域を越えて行う指定介護支援に要した交通費は、その実費

を徴収する。なお、自動車を利用した場合の交通費は、次の額を徴収する。

①事業所から、片道概ね10キロメートル

未満 300円

②事業所から、片道概ね10キロメートル

以上10キロを超えた距離

1キロ当たり 50円加算

4. 前項の規定する費用に係るサービスの提供に当たっては、予め、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

（通常の事業の実施地域）

第7条 通常の事業の実施地域は、ひたちなか市区域とする。

（事故発生時の対応）

第8条 介護支援専門員等は、指定居宅介護支援の提供により利用者本人に事故が発生した場合には速やかに管理者、市町村、利用者の家族等及び利用の介護サービス事業者に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

（その他運営についての留意事項）

第9条 事業所は、介護支援専門員の質的向上を図るための研修の機会を設け、また、業務体制を整備する。

2. 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3. 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業員との雇用契約の内容とする。

4. 事業所は、適切な居宅介護支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護支援専門員の就業環境が害されることを防止するため定期的に必要な研修を行なう。

5. この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は理事会において定めるものとする。